

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく

## 熊本県建築物耐震改修促進計画

策定 平成 29 年3月

熊 本 県

## 目次

### 第1章 計画の背景と目的

---

1	計画策定の必要性	1
	【参考】主要活断層の長期評価	2
2	熊本地震における建築物の被害の概要	3
(1)	熊本地震の概要	3
(2)	熊本地震の被害状況	4
(3)	建築物の被害状況	4
(4)	その他の被害状況	5
3	計画策定の目的	6
4	計画の位置付け	7
	【参考】改正耐震改修法の主な改正点	8
5	県、市町村、所有者等の役割	9

### 第2章 耐震化の現状・課題と目標設定

---

1	住宅の耐震化の現状・課題と目標設定	10
2	特定既存耐震不適格建築物の現状・課題と目標設定	11
3	公共建築物の耐震化の現状・課題と目標設定	13

### 第3章 策定の基本方針

---

1	計画策定の基本方針	14
2	基本方針を踏まえた戦略	15
(1)	戦略1：熊本地震を踏まえた耐震化の促進	15
(2)	戦略2：防災上重要な公共建築物等の更なる耐震化	15
(3)	戦略3：非構造部材を含めた安全対策の充実	15
(4)	戦略4：耐震化に係る体制整備及び人材育成	16

### 第4章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

---

1	民間建築物等の耐震化に関する基本的な考え方	17
2	民間建築物等の耐震化を促進するための支援	17
(1)	住宅の耐震化に関する施策	17
(2)	特定既存耐震不適格建築物の耐震化に関する施策	18
(3)	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する施策	18
3	防災上重要な施設の優先的な耐震化及び指定	19
4	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化及び道路の指定	19
5	非構造部材等を含めた安全対策	19
(1)	非構造部材・建築設備等に対する安全対策指導	19
(2)	文化財建造物の安全対策	23
(3)	被災建築物応急危険度判定体制	23

## 第5章 建築物の耐震性向上に関する啓発及び知識の普及

---

1 耐震改修を促進する環境整備	24
（1）相談体制の充実	24
（2）情報提供の充実	24
（3）建築物所有者に対する支援策の啓発	24
2 身近に出来る耐震対策の普及促進	26
（1）リフォームに併せた耐震改修の普及	26
（2）自主防災組織や自治会組織などとの連携による普及啓発	26
（3）住宅の耐震性低下の防止	26
（4）自主対策（家具転倒防止策等）の推進	26
3 耐震化に係る人材育成施策の充実	27

## 第6章 所管行政庁としての耐震診断・耐震改修の指導等

---

1 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する耐震診断・耐震改修の指導等の実施	28
（1）耐震診断及び耐震改修の指導等	28
（2）耐震診断・耐震改修の指導等を行うべき建築物の選定	28
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	29
3 所管行政庁（熊本市・八代市・天草市）との連携	29

## 第7章 市町村及び関係団体との連携

---

1 市町村建築物耐震改修促進計画策定及び地震防災マップ作成の支援	31
2 関係団体との耐震化の促進に関する連携	32
（1）熊本県建築物安全安心推進協議会	32
（2）熊本県建築物耐震対策市町村連絡会議	32
（3）各種組合等との耐震化の促進に関する連携	32

## 第8章 計画の推進に向けて

---

県促進計画の見直し等	32
------------	----



# 第1章 計画の背景と目的

## 1 計画策定の必要性

平成 28 年熊本地震（以下「熊本地震」という。）では、最大震度 7 の揺れを 2 度にわたり観測し、住宅の倒壊などにより 204 人（平成 29 年 2 月現在）の尊い命が失われ、18 万 4 千棟を超える建築物に被害が及ぶなど、甚大な被害が発生しました。

更に、平成 28 年 10 月 21 日に最大震度 6 弱を記録した鳥取県中部地震が発生するなど、熊本地震と前後して大規模な地震が全国で発生しています。

大規模地震に対する対策は、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）が平成 7 年に制定され、既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ってきましたが、その後の新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の頻発、東日本大震災による甚大な被害及び東海、東南海・南海地震等の発生の切迫性等を受けて、平成 18 年の法改正で、建築物の所有者等に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充が行われ、平成 25 年の法改正で、一定規模以上の多数の者が利用する建築物等の耐震診断の義務付け等の措置が講じられました。

県では、国からの通知に基づき平成 9 年 4 月、「熊本県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を定め、所管行政庁、市町村及び建築関係団体と連携しながら建築物の耐震化の促進に取り組み、更に、平成 18 年の耐震改修促進法の改正を受け、平成 19 年 3 月に同法に基づく県促進計画を策定し、平成 25 年の法改正に即して県促進計画を見直し、「①被害想定を反映した重点的な耐震化の促進」「②防災上重要な公共建築物等の更なる耐震化」「③地震時の総合的な安全対策の充実」「④相談体制・情報提供の充実による意識啓発」を戦略とした施策を実施してきました。

しかしながら、建築物の耐震化の必要性に対する理解が進まなかったことや費用・技術的な問題などによって、建築物の耐震化が思うように進んでいなかった状況下で熊本地震が発生し、大きな被害を被っています。

しかしながら、建築物の耐震化の必要性に対する理解が進まなかったことや費用・技術的な問題などによって、建築物の耐震化が思うように進んでいなかった状況下で熊本地震が発生し、大きな被害を被っています。

今回発生した熊本地震の震源域付近に布田川断層帯、日奈久断層帯が存在しており、熊本地震は、これらの断層帯の活動によるものと考えられています。

国の「地震調査研究推進本部 地震調査委員会」による平成 29 年（2017 年）1 月 1 日を基準日として算定した活断層の長期評価による地震発生確率の更新においては、「日奈久断層帯（八代海区间）」及び「日奈久断層帯（日奈久区間）」は我が国の主な活断層の中でも地震発生確率が高いグループ（S ランク）に属しています。これらや南海トラフ沿いの地震をはじめ、大きな地震の発生が憂慮されており、いつ、どこで大規模な地震が発生してもおかしくないとの認識のもと、早急かつ計画的に建築物の耐震化を促進する必要があります。



図 1.1.1 平成 28 年熊本地震の被害状況

【参考】主要活断層の長期評価(地震発生確率の評価)

(政府・地震調査研究推進本部 算定基準日:平成 29 年 1 月 1 日)

Sランク (高い)
Aランク (やや高い)
Zランク (ほぼ 0%)
Xランク (不明)

全国で 35 区間  
全国で 49 区間  
全国で 56 区間  
全国で 49 区間  
計: 189 区間

Sランク: 評価対象主要断層中(不明分を除く)、地震発生確率が最も高い

熊本県内  
日奈久断層帯(八代海区間)  
日奈久断層帯(日奈久区間)

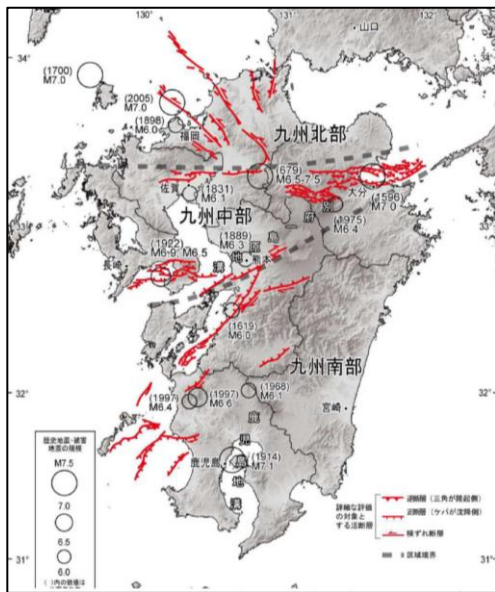


図 1.1.2 九州地域の長期評価対象の活断層 (出典:地震調査研究推進本部 九州地域の活断層の長期評価)

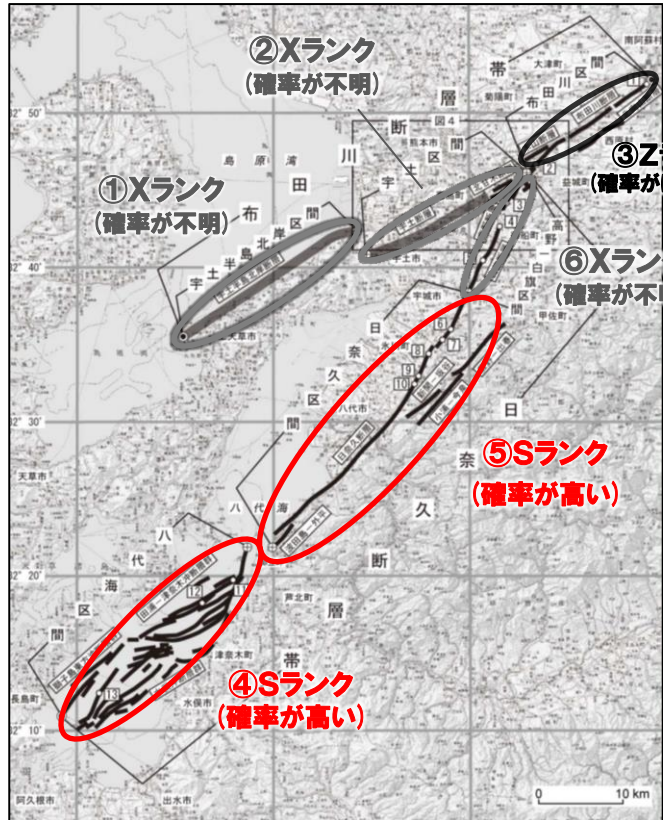


図 1.1.3 布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置 (出典:地震調査研究推進本部 布田川断層帯・日奈久断層帯の評価(一部改訂) ランクの図示は県による。)

表 1.1.2 主要活断層帯の長期評価の概要(熊本県分抜粋)

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層 における相対的評価		地震発生確率			平均活動間隔
		ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
① 布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2程度以上	Xランク		不明	不明	不明	不明
② 布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	Xランク		不明	不明	不明	不明
③ 布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,100年-26,000年程度 平成28年(2016年)熊本地震
④ 日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	Sランク		ほぼ0%~16%	ほぼ0%~30%	ほぼ0%~50%	1,100年-6,400年程度 約1,700年前以後-約900年前以前
⑤ 日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	Sランク		ほぼ0%~6%	ほぼ0%~10%	ほぼ0%~20%	3,600年-11,000年程度 約8,400年前以後-約2,000年前以前
⑥ 日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8程度	Xランク		不明	不明	不明	不明 約1,600年前以後-約1,200年前以前
⑦ 別府-万年山断層帯 (崩平山-亀石山断層帯)	7.4程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4,300年-7,300年 13世紀以降
⑧ 人吉盆地南縁断層	7.1程度	Aランク		1%以下	2%以下	4%以下	約8,000年以上 約7,300年前以後-約3,200年前以前
⑨ 出水断層帯	7.0程度	Aランク		ほぼ0%~1%	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~4%	概ね8,000年 約7,300年前以後-約2,400年前以前

(出典:地震調査研究推進本部 今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧)

## 2 熊本地震における建築物の被害の概要

### (1) 熊本地震の概要

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分、熊本県熊本地方の深さ 11km でマグニチュード 6.5 の地震（前震）が発生し、上益城郡益城町では最大震度 7 を観測しました。更に、この地震の約 28 時間後の 4 月 16 日 1 時 25 分に同地方の深さ 12km でマグニチュード 7.3 の地震（本震）が発生し、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村で震度 7 を観測しました。震度 7 の観測は九州地方では初めてのことであり、一連の地震活動で震度 7 を 2 度観測、更に 2 自治体同時に震度 7 を観測したことは、観測史上初めてのことです。

表 1.2.1 平成 28 年熊本地震の概要

項目	前震	本震
発生日時	平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分 【震源地】 熊本県熊本地方（深さ 11km）	平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分 【震源地】 熊本県熊本地方（深さ 12km）
地震規模	マグニチュード 6.5	マグニチュード 7.3
最大震度	震度 7（益城町）	震度 7（益城町、西原村）

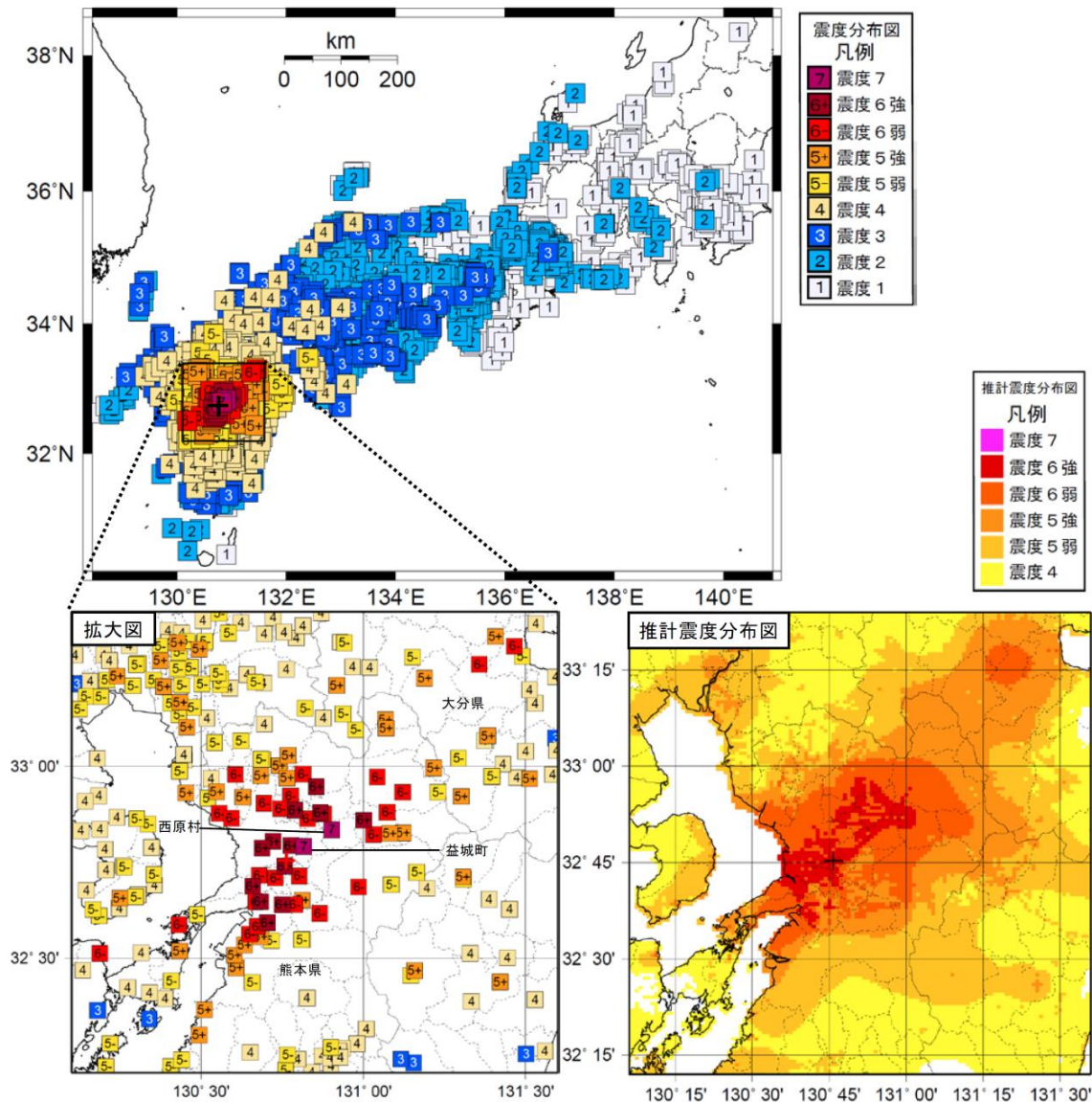


図 1.2.1 平成 28 年熊本地震（本震）の震度分布図及び推計震度分布図

（資料：気象庁HP）

## (2) 熊本地震の被害状況

平成 29 年 2 月 28 日現在、人的被害は死者 204 人、負傷者 2,671 人、住家被害は全壊 8,665 棟、半壊 33,292 棟、一部損壊 142,916 棟、合計 184,873 棟に上っています。また、宅地においても地盤の亀裂や陥没、液状化等の被害が確認されています。

表 1.2.2 被害状況一覧

被害区分		状況	備考
人的被害	死者数	204 人	6 月 19 日から 6 月 25 日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数 5 人を含む
	負傷者	2,671 人	6 月 19 日から 6 月 25 日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められた被害者 3 人を含む
住家被害	全壊	8,665 棟	6 月 19 日から 6 月 25 日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められたものを含む (全壊 14 棟、半壊 113 棟、一部損壊 9 棟)
	半壊	33,292 棟	
	一部損壊	142,916 棟	
非住家被害	公共建物	437 棟	
	その他	10,314 棟	

(資料: 熊本県危機管理防災課(平成 29 年 1 月 31 日)公表資料)

## (3) 建築物の被害状況

益城町中心部の建築物の被害が著しい地域で日本建築学会が行った建築物の悉皆調査(対象範囲内の全数調査)では昭和 56 年 5 月以前の建築基準法に基づく耐震基準(以下「旧耐震基準」という。)のもとで建設された木造建築物の倒壊率は 28.2%に上り、新耐震基準のもとで建設された木造建築物の倒壊率(昭和 56 年 6 月~平成 12 年 5 月: 8.7%、平成 12 年 6 月以降: 2.2%)と比較して顕著に高くなっています。

また、昭和 56 年 6 月以降建設のうち倒壊した木造建築物の被害要因のほとんどは、柱と梁等の接合部が平成 12 年 6 月以降の建築基準法の規定による仕様を満たしていなかったためであると分析されています。接合部以外で被害を大きくしたと考えられる要因は、地盤変状、隣接する建築物の衝突、シロアリによる木材の劣化とみられています。

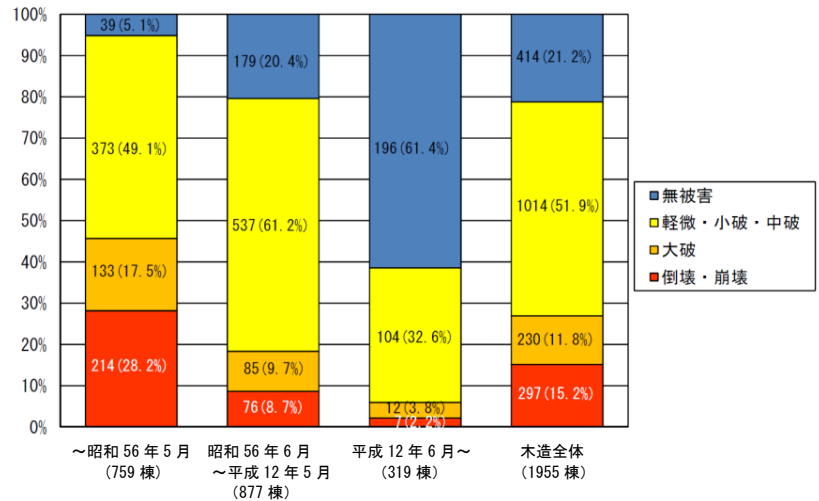


図 1.2.2 木造の建築時期別の被害状況

(資料: 熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書)



図 1.2.3 住宅の倒壊



学校施設は、構造体の耐震化が進んでいたため、一部損壊はあるものの倒壊した棟はありませんでしたが、県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 637 校の 6 割以上にあたる 425 校が被災し、体育館の天井材や照明設備の落下等によって、指定避難所として十分に機能しなかった施設もありました。



図 1.2.5 天井の脱落(校舎)



図 1.2.6 渡り廊下の倒壊(校舎)  
(写真:熊本県教育委員会)

庁舎等は、8 市町（八代市、人吉市、水俣市、天草市、宇土市、大津町、小国町、益城町）で損壊や倒壊の危険性が生じたことにより、行政機能の移転を余儀なくされました。



図 1.2.7 庁舎棟の局部崩壊



図 1.2.8 渡り廊下の被害



図 1.2.9 耐力壁のせん断ひび割れ  
(写真:国立研究開発法人 建築研究所)

また、建築物周辺地盤の地割れや凹凸などの地盤変状、液状化による建築物被害も数多く発生しました。



図 1.2.10 盛土擁壁の被害



図 1.2.11 液状化による建築物の傾斜



図 1.2.12 建築物の外周地盤の沈下

#### (4) その他の被害状況

その他、ブロック塀の倒壊による被害、エアコンの室外機や給湯施設の転倒の被害、エレベーター停止による閉じ込め被害なども多く発生しました。



図 1.2.13 ブロック塀の倒壊



図 1.2.14 給湯施設の転倒  
(熊本大学減災型社会システム実践研究教育センター)

### 3 計画策定の目的

県では、平成9年4月に県促進計画を策定し建築物の耐震化を促進してきました。

また、県促進計画策定以降、平成23年3月に発生した東日本大震災による甚大な被害、南海トラフ巨大地震の被害想定など建築物の耐震化を取り巻く環境の変化により、平成25年9月には県促進計画の中間見直しを行い、平成27年度までに住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化率を90%とすることを目標に施策の更なる充実を図り、県内の建築物の耐震化の一層の促進に取り組んできました。

県促進計画見直し以降、平成25年11月には耐震改修促進法の一部改正が行われ、建築物の地震に対する安全性の向上を一層推進するため、全ての建築物の耐震化の努力義務、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表などの規制強化と建築物の耐震化の円滑な促進のための措置が盛り込まれました。

国が耐震改修促進法に基づき定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）が平成28年3月に改定され、耐震性が不足する住宅を平成37年までにおおむね解消する等の目標を定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化を図ることとされています。

このような中、平成28年4月に本県を中心に甚大な被害をもたらした「熊本地震」、平成28年10月には鳥取県中部を震源とした「鳥取中部地震」など大規模な地震が発生し、今後も大きな地震が憂慮されており、耐震化の重要性及び緊急性が更に高まっています。

今回の県促進計画策定においては、今後の地震による建築物の倒壊等の更なる被害を未然に防止し県民の生命、身体及び財産を保護するため、熊本地震の教訓や課題も踏まえ新たな目標や施策を設定し、建築物の耐震化のより一層の促進を図ることを目的とします。

## 4 計画の位置づけ

県促進計画は、耐震改修促進法第5条に規定する都道府県耐震改修促進計画として位置づけるとともに、「熊本県地域防災計画」における災害予防計画の実施のための計画としても位置づけられます。また、「熊本復旧・復興4カ年戦略」及び「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」を踏まえ、復旧・復興の取組みの一環として所管行政庁を含む市町村と一体となり、県内の建築物の耐震化の促進に向けて取組みを進めます。

県促進計画の計画期間は、平成29年度から平成37年度までとします。

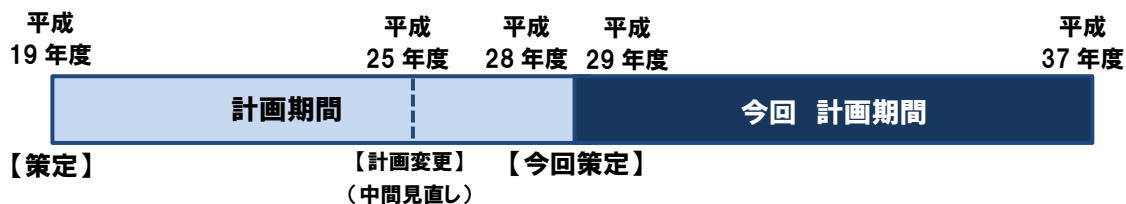


図 1.4.1 計画期間

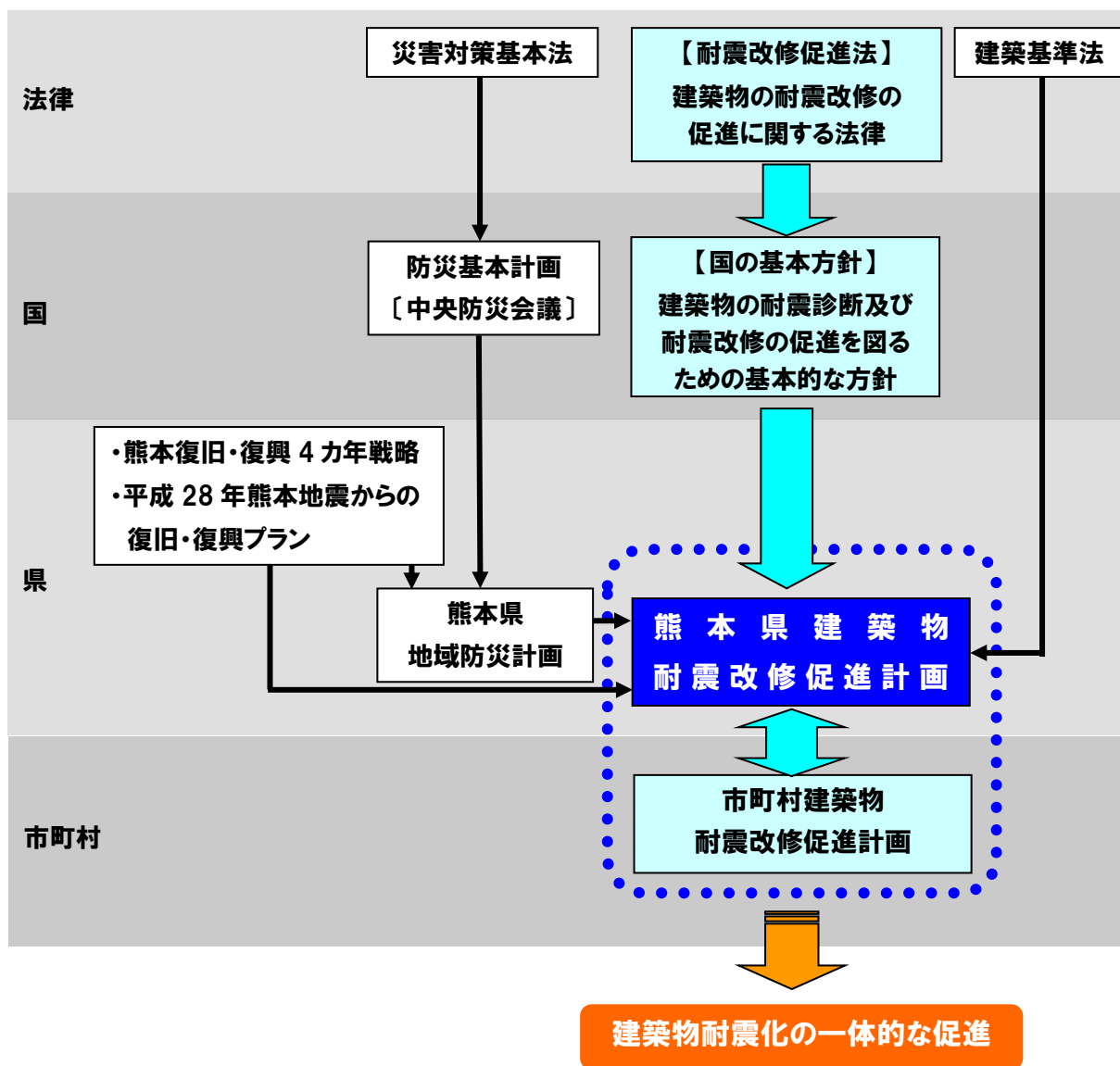


図 1.4.2 熊本県耐震改修促進計画と関係法令及び上位関連計画

## 【参考】改正耐震改修促進法の主な改正点

平成 25 年 11 月 25 日に施行された、改正耐震改修促進法の主な改正点は以下のとおりです。

### ①建築物の耐震化の促進のための規制強化

#### 耐震診断・改修の努力義務対象

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定規模以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- マンションを含む住宅や小規模建築物等

#### 耐震診断の義務対象

- 要緊急安全確認大規模建築物
  - ・不特定多数の者が利用する大規模建築物（病院、店舗、旅館等）
  - ・避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物（老人ホーム、小学校、幼稚園等）
  - ・一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

**耐震診断結果の報告期限：平成 27 年 12 月 31 日までに所管行政庁に報告**

- 要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進計画に位置付け)
  - ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
  - ・防災拠点建築物（官公署、病院等）

**耐震診断結果の報告期限：地方公共団体が定める日までに所管行政庁に報告**

### ②建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

#### ○耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率・建ぺい率の特例

- ・新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率・建ぺい率の特例措置の創設

#### ○区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和（区分所有法の特例：3/4 以上→過半数）

#### ○耐震性に係る表示制度の創設

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設

※法律の改正等に伴う国の基本方針の見直し

#### ○住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

- ・平成 27 年までに少なくとも 9 割
- ・平成 32 年までに少なくとも 95%、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消（平成 28 年 3 月改定）

#### ○法改正の施行後、できるだけ速やかな都道府県耐震改修促進計画の改定等

## 5 県、市町村、所有者等の役割

### 県の役割

県は、国の地域防災対策や法令による耐震化の促進のための適確な施策の実施を行うとともに、市町村及び建築物の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）が、耐震診断及び耐震改修に取り組みやすい環境整備の構築に向けて、以下の施策に取り組みます。

- ① 県が所有する公共建築物(以下「県有建築物」という。)の耐震化
- ② 住宅・建築物の耐震化による人的被害及び経済的被害の軽減
- ③ 耐震に関する情報の効果的な発信と知識の普及啓発、技術者の育成支援
- ④ 耐震診断及び耐震改修の指導・助言等
- ⑤ 市町村と連携した住宅・建築物の耐震化の促進
- ⑥ 市町村建築物耐震改修促進計画との連携
- ⑦ 相談窓口の開設

### 市町村の役割

市町村は、地域と一体となった地震防災対策の取り組みや地域の自主防災組織などとの連携による住宅・建築物の所有者等に対する防災意識の普及啓発のため、以下の施策に取り組む必要があります。

- ① 市町村が所有する公共建築物(以下「市町村有建築物」という。)の耐震化
- ② 市町村建築物耐震改修促進計画の適確な運用
- ③ 地域地震防災マップの作成
- ④ 県と連携した住宅・建築物の耐震化の促進
- ⑤ 耐震診断及び耐震改修の指導・助言等  
(耐震改修促進法第2条第3項に規定する所管行政庁となる熊本市・八代市・天草市の場合)
- ⑥ 町内会活動などの活用と市町村広報誌による普及啓発活動
- ⑦ 相談窓口の開設

### 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、地域防災対策等（防災訓練、地域による地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、地域連絡体制の構築など）を自らの問題または地域の問題とし、防災対策に取り組むことが重要です。自らの生命や財産を守るためには、自らが耐震化に向けて以下の項目を勘案して行動することが必要です。

- ① 耐震改修による被害の軽減、生命・財産の保護
- ② 震災後の生活空間の確保
- ③ 震災後の地域協力体制の確保
- ④ 地域防災活動への積極的な参加
- ⑤ 家具転倒防止策による室内での震災事故防止
- ⑥ 窓ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊などによる第三者への危害防止

## 第2章 耐震化の現状・課題と目標設定

### 1 住宅の耐震化の現状・課題と目標設定

県内の住宅の耐震化の状況は、5年ごとに行われている「平成25年住宅・土地統計調査（総務省統計局）」及び国の推計方法に基づく数値を基に算出した平成27年度末時点での住宅の耐震化率が79%と推計され、平成15年当時と比較すると11ポイント上昇しています。県では、国の基本方針を踏まえ、平成27年度末に耐震化率を90%とすることを目標に取り組みましたが、全国値より高い伸び率を示しているものの、目標達成には至っていません。

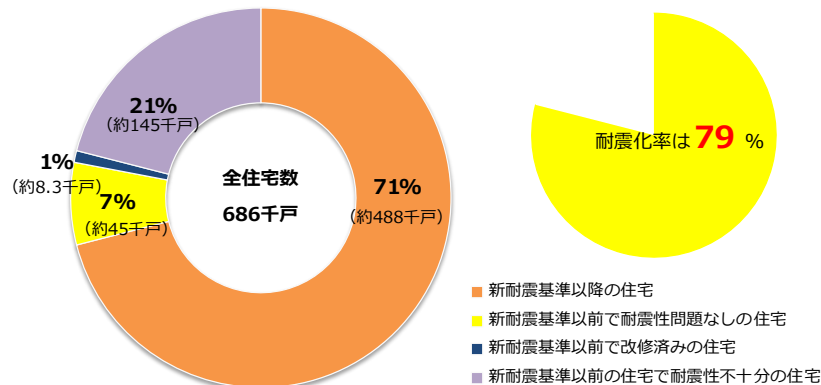


図 2.1.1 平成27年度末県内の住宅の耐震化の状況（推計値）  
（平成25年住宅・土地統計調査を基に推計）

県では、国の基本方針を踏まえ、平成37年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

大規模な地震による人的被害を減少させるためには、減災効果に大きく寄与する住宅の耐震化に継続的に取り組んでいくことが重要です。

平成15年から現在までに耐震性が不十分な住宅数は約6万1千戸減少しています。その大部分は建替えや除却

によるものと推測され、熊本地震では住宅の被害は全壊が約8千棟、半壊が約3万棟となっており、建替えによる耐震化が今後更に進むものと推測されます。

平成37年度の目標達成に向けて、今後約14万戸の耐震化を図る必要があります。既存の住宅の耐震改修を促進するとともに老朽化した住宅の建替え、除却等についても促進する必要があります。

更に、一部損壊を含めた住宅被害は17万8千棟を超えており、地震で傷んだ住宅は、新耐震基準（昭和56年6月）以降の住宅でも柱等の構造部分の劣化が進み耐震性が不足しているものもあります。県では、地震で傷んだ住宅を含め、耐震診断や耐震改修に対する公的支援等を強化し、県民が安心して住み続けられる「すまい」の確保を市町村と連携して支援します。

また、接合部の仕様等が明確化された平成12年以降の木造建築物の倒壊率が低かったことから、平成12年に明確化された仕様等に適合しない木造住宅の補強等を検討する必要があります。

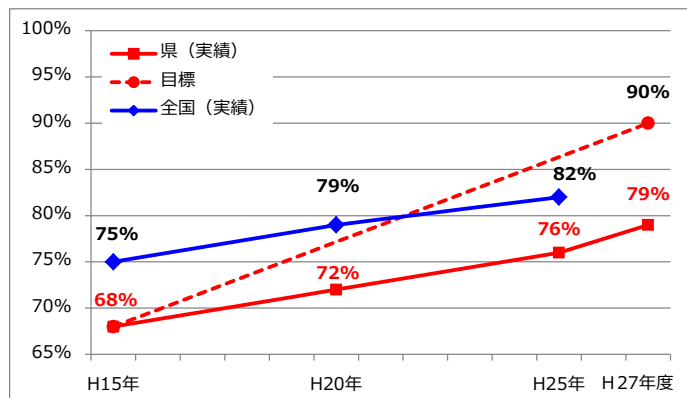


図 2.1.2 住宅の耐震化率の推移

## 2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状・課題と目標設定

法令で規定される特定既存耐震不適格建築物の用途、規模等の要件は、表 2.2.1 のとおりであり、特定既存耐震不適格建築物のうち「多数の者が利用する一定規模以上の建築物」を耐震改修促進法第 14 条第 1 号、「一定数量以上の危険物の貯蔵場等」を同条第 2 号、「緊急輸送道路沿道の一定規模以上の建築物」を同条第 3 号建築物として区分しています。

また、既存耐震不適格建築物の所有者は、建築物が現行の耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられています。

表 2.2.1 特定既存耐震不適格建築物の要件

特定建築物区分		用途	規模等
法	政令		
法第14条 第1号	第6条第2項第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	第6条第2項第2号	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	第6条第2項第3号	学校 上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
事務所			
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第6条第2項第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	
法第14条 第2号	第7条	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
法第14条 第3号	第4条	避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）

※政令：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

県による特定既存耐震不適格建築物の状況把握及び国の推計方法に基づく平成 27 年度末の特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は図 2.2.1 のとおりであり、特定建築物(表 2.2.1 の用途・規模の建築物で既存耐震不適格建築物以外を含む。)の棟数 8,580 棟のうち耐震性がある特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は 90%と推計されます。平成 19 年策定当時と比較すると耐震化率は 10 ポイント上昇しています。

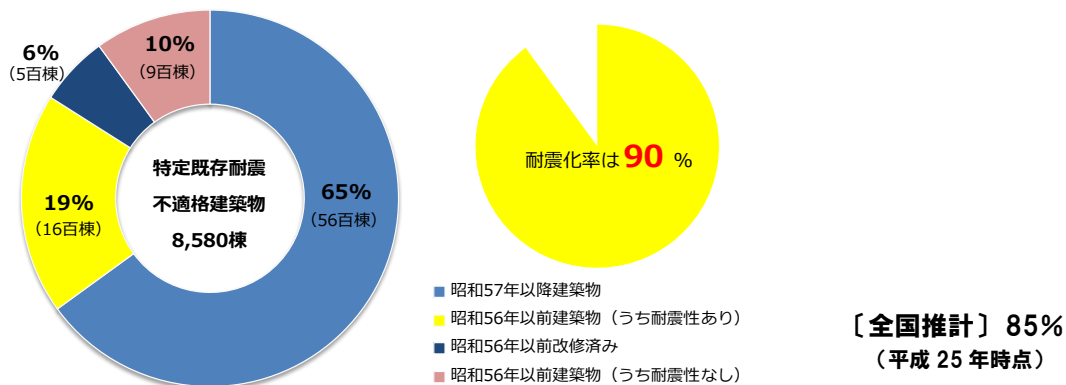


図 2.2.1 平成 27 年度末 特定既存耐震不適格建築物の耐震化率

(資料:熊本県調査(平成 28 年3月 31 日現在)を基に推計)

県では、国の基本方針を踏まえ、平成 27 年度末に 90%とすることを目標に取り組み、これを達成しました。

県では、国の基本方針を踏まえ、平成 37 年度までに耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消することを目標とします。

大規模な地震による人的及び経済的被害を減少させるためには、減災効果の大きな特定既存耐震不適格建築物の耐震化に取り組んでいくことが必要です。

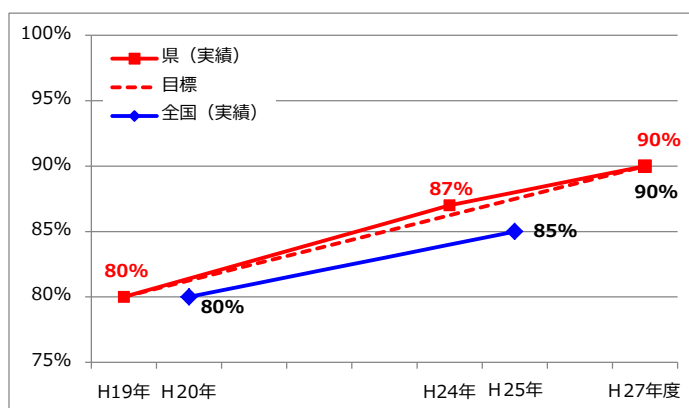


図 2.2.2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化率の推移

熊本地震において、複数の市町村の庁舎等が被災して使用できなくなった教訓も踏まえ、特に耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する特定既存耐震不適格建築物に多く含まれる災害時の拠点となる施設等に対する早急な対策が必要となります。



### 3 公共建築物の耐震化の現状・課題と目標設定

#### (1) 公共建築物の耐震化の現状・課題

公共建築物のうち耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する特定既存耐震不適格建築物の平成 27 年度末の耐震化率は、県 100%、市町村 97.3%、全体として 97.9%となっています。

公共建築物は、建築物の規模や用途、防災上の観点等からも大規模な地震の際も安全性や防災機能等を確保する必要があるため、市町村の建築物を含め早急な耐震化に取り組んでいく必要があります。

#### ① 県有建築物の耐震化

県では、庁舎等の特定既存耐震不適格建築物の耐震化を完了しましたが、熊本地震で被災し、耐震性能が低下したものもあるため、耐震性の確保を含めた復旧に取り組みます。また、特定既存耐震不適格建築物以外の施設について、機能や利用形態等を考慮し必要に応じて耐震化を図ります。

また、熊本地震の被害状況を踏まえ、非構造部材や建築設備等の安全対策に取り組むこととし、このうち、脱落により重大な危害を生じるおそれがある天井（第 4 章 5 (1) (ア) i 参照）については、重点的な安全対策を図ります。

#### ② 市町村有建築物の耐震化

市町村有建築物についても、県有建築物と同じく、法の趣旨を踏まえ、防災拠点施設等や特定既存耐震不適格建築物はもちろんのこと、用途や規模、防災上の機能性等に応じて耐震化を図っていく必要があります。

そのため、市町村が定める建築物耐震改修促進計画（以下「市町村促進計画」という。）に基づき、市町村有建築物の計画的な耐震化・機能強化を要請します。

## 第3章 策定の基本方針

### 1 計画策定の基本方針

県では、平成19年3月策定の県促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修等に係る施策をこれまでに実施しています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえて、耐震改修促進法の改正及び防災基本計画において地震・津波対策の抜本的強化等の見直しが行われ、県においても県地域防災計画及び県促進計画の見直しを行い、社会情勢の変化に応じた施策の拡充を図り実施してきました。

本計画の策定においては、これまでの計画内容を踏まえた上で熊本地震の被害の状況、本県の建築物の耐震化の現状等を勘案し、以下に示す4つの基本方針を設定し、建築物の更なる耐震化の促進に取り組みます。

#### ■基本方針1:大規模地震災害から県民の生命財産を守るための建築物耐震化の加速化

- 今後想定される地震時の揺れによる建築物の被害想定に対応し、熊本地震の教訓を踏まえ、「地震はいつ、どこで発生してもおかしくない。」という前提に立って、補助制度の強化等、耐震化の加速に向けてこれまでの建築物耐震化の取組みを更に強化します。

#### ■基本方針2:建築物の耐震改修に向けた優先的な施策の推進

- 災害時の活動拠点施設となる庁舎等や緊急避難施設となる学校等の防災上重要な公共建築物については、優先的な耐震化の取組みを行います。

#### ■基本方針3:非構造部材等を含めた安全対策

- 近年の大規模地震発生時には、天井脱落や外壁落下、エレベーター閉じ込め等の非構造部材及び建築設備に関する被害が多発したことから、非構造部材等を含めた安全対策に取り組みます。

#### ■基本方針4:耐震化向上のための防災意識の向上、人材育成

- 建築物の耐震化は所有者自らの問題であるという基本に則り、耐震診断及び耐震改修等に係る意識の啓発及び知識の普及を前提として、相談体制の整備や情報提供の更なる充実を図ります。
- 建築物の耐震化の根幹的な推進力は人材であり、専門的技術の蓄積が不可欠であることから、人材育成等に係るこれまでの取組みを更に強化します。

- 上記の方針に加え、これまでに実施した施策の更なる拡充を図ります。

## 2 基本方針を踏まえた戦略

本計画においては、基本方針を踏まえた戦略を立案し、耐震化目標の達成に向けた施策の創出及び拡充を図ります。

### (1) 戦略1:熊本地震を踏まえた耐震化の促進(基本方針1に対応)

#### ■ 地震に強い「すまい」・まちづくりのための重点的な取組み

熊本地震では、度重なる強烈な揺れにより多くの建築物が倒壊する等の被害を受けました。

この地震により、住宅を含む建築物の耐震化の重要性が全国的に再認識され、同時に、全国的な課題であることが浮き彫りになりました。

県では、これまでの県地域防災計画の被害想定を反映した重点的な耐震化の取組みに加え、熊本地震を教訓に新たな取組みを行います。

#### 住宅の耐震化対策

- 今後起こりうる地震等に備え、住宅所有者の意識啓発や支援策を強化し、耐震化の加速に向けて取り組みます。

#### 安全確認を要する大規模建築物対策・緊急輸送道路沿道対策

- 大規模な建築物が倒壊した場合、人的・経済的被害が拡大することが予想されるとともに、大きな揺れが予測される地域においては、緊急輸送道路沿道建築物の倒壊により多数の者の円滑な避難が阻害されるおそれがあるため、対象となる建築物に対する重点的な耐震化に向けて取り組みます。

### (2) 戦略2:防災上重要な公共建築物等の更なる耐震化(基本方針2に対応)

#### ■ 防災拠点となる施設の更なる耐震化・機能強化による耐災性の向上

熊本地震では、指定避難所の小中学校等が被災したことで、十分に機能しなかった事例がありました。また、震災後の活動拠点施設である庁舎等が、損壊や倒壊の危険性が生じたことにより、行政機能の移転を余儀なくされました。これらのことを踏まえ、防災拠点となる庁舎及び学校施設等の構造体の耐震化に加えて非構造部材の耐震性の確保及び老朽化対策の観点から優先的に耐震対策に取り組みます。

### (3) 戦略3:非構造部材等を含めた安全対策の充実(基本方針3に対応)

- 天井、外壁等の非構造部材に係る安全対策
- エレベーター等の建築設備に対する安全対策
- その他建築設備に対する安全対策

地震時の揺れによる建築物の倒壊や崩壊、構造部材のせん断破壊、座屈等の被害以外にも、熊本地震などの大規模地震発生時には、天井脱落や外壁落下、エレベーター閉じ込め、エスカレーター落下、ブロック塀倒壊、給湯器の貯湯タンク転倒などの被害の事例がありま

した。

また、東日本大震災においては、天井脱落による死傷事故も報告されており、人的被害を軽減する上では、非構造部材や建築設備等の建築物全般に係る安全対策が重要です。

本計画においては、非構造部材等を含めた安全対策の充実を戦略として掲げ、これらの対策の取組みを強化します。

#### (4) 戦略4:耐震化に係る体制整備及び人材育成(基本方針4に対応)

- 建築物所有者への意識啓発の強化
- 相談体制整備や情報提供の充実(分かりやすい情報発信)
- 支援策の普及啓発(建築物所有者への動機付け)
- 専門技術者の養成等(継続的な対策)

建築物所有者が防災意識を高め、地震による建築物倒壊等の被害から生命、身体及び財産を守ることを自らの問題として捉えることが耐震化の第一歩であることから、意識啓発のための情報提供は重要です。

近年、耐震改修を名目とした悪質なリフォーム被害が増加するなか、県民が安心して耐震診断・耐震改修等を実施できるよう相談体制整備及び情報提供の更なる充実を図るとともに、住宅耐震化等をテーマにした講演会の開催等により建築物所有者の耐震化に向けた動機付けを図る施策を推進します。

また、耐震診断や耐震改修に関係する人材確保のため、建築関係団体等と連携した専門技術者の養成等に引き続き取り組みます。

## 第4章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 民間建築物等の耐震化に関する基本的な考え方

住宅の耐震化を促進するためには、地域防災対策等を自らの問題として意識し、県民自ら耐震対策に取り組むことが不可欠です。県は、耐震化に関する普及啓発、相談窓口による行政や専門家によるサポートの実施や耐震診断、耐震改修設計、耐震改修等への公的支援の強化により、住宅の耐震化の促進を図ります。

また、特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定により、当該建築物の耐震化に努めることとなっています。県は、地震災害時の被害の大きさや人命への影響を勘案し、法に基づく指導、指示等を行うとともに、普及啓発、相談窓口の充実などの支援等を講じ、特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進を図ります。

なお、耐震性が十分でない全ての建築物の所有者は、耐震改修促進法第16条の規定により、当該建築物の耐震化に努めることとなっているため、県は、これらの建築物についても、耐震化に向けた取組みを推進します。

### 2 民間建築物等の耐震化を促進するための支援

#### (1) 住宅の耐震化に関する施策

県民にもっとも身近な住宅の耐震化は、県民の生命や財産を保護し、地域の防災機能を高めることに大きく貢献しますが、県内には耐震性が不十分な住宅が多数存在します。

そこで、県は、既存住宅の耐震化を促進するため、県民に住宅の耐震化の必要性・重要性に関する啓発や合理的で低コストの耐震改修方法等の普及を図ります。

熊本地震でも、わが国の過去の地震と同様に、屋根が重くかつ現行の耐震基準を満たしていない多くの木造住宅が倒壊しました。また、地震により直接的に亡くなった方々の多くは、これらの木造住宅の倒壊によるものと考えられます。

県は、地震で傷んだ住宅を含む木造戸建て住宅の耐震化に係る県民の負担を軽減するため、耐震診断士を派遣する制度を創設し、耐震改修設計、耐震改修等への補助制度の強化に取り組めます。

熊本地震における新耐震基準導入後の木造住宅の倒壊は、接合部の仕様が不十分であったものが多く見られたため、国による対策が検討されており、これを踏まえた対策に取り組むこととします。

また、市町村等による狭あい道路の改良等により既存市街地内やその近隣に良好な住宅地が創出されて耐震性の低い古い住宅の建替え及び改修が促進されると考えられますので、これらの取組みを促します。



図 4.2.1 天井、床を解体せずに壁を補強する低コストの改修  
(写真:NPO 耐震化アドバイザー協議会)

耐震化の必要性・重要性の啓発、合理的で低コストの耐震改修方法等の普及

今後起こりうる地震等に備え、住宅の耐震診断や耐震改修等に対する公的支援等を強化

## (2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化に関する施策

特定既存耐震不適格建築物については、地震災害の際に生ずる人的被害や経済的被害が甚大なものとなる可能性や地震災害時の避難やその後の救援活動に支障を来すおそれがあります。

県は、これらの特定既存耐震不適格建築物を対象に、所管行政庁や関係団体と連携し、耐震診断や耐震改修について建築物所有者への働きかけや、法令に基づく指導・指示等により耐震化を促進します。

また、市町村とも連携して建築物所有者等への働きかけを行います。



図 4.2.2 外付け鉄骨フレーム(耐震改修)  
(写真:国土交通省パンフレット)

**建築物所有者への耐震診断や耐震改修等の働きかけ**

**法令に基づく指導・指示等により耐震診断や耐震改修等の促進**

## (3) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する施策

耐震改修促進法附則第3条では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物及び危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物のうち、既存耐震不適格建築物で大規模なものを「要緊急安全確認大規模建築物」と規定し、その所有者に耐震診断を義務付けています。(耐震診断結果の報告期限：平成27年12月31日)

県は所管行政庁と連携して、耐震改修促進法に基づく指導・助言等により耐震診断の実施を促すとともに、国の制度を活用した支援策や耐震診断及び耐震改修に係る情報提供を行います。また、要緊急安全確認大規模建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、耐震改修促進法に基づき公表し、県民へ情報提供を行っています。

**建築物所有者に対する耐震診断実施の促進**

**法令に基づく指導・指示等による耐震改修等の促進**



階段側のブレースを効果的に演出



補強した柱を広報スペースに活用

図 4.2.3 大型店舗等の耐震改修事例 (写真:国土交通省パンフレット)

### 3 防災上重要な施設の優先的な耐震化及び指定

震災後の活動拠点施設である庁舎等及び緊急避難施設となる学校施設の耐震化は防災対策上重要であるとともに、人的被害軽減の観点からも優先的な取組みが求められます。

これまでの取組みにより、公立学校施設の構造体の耐震化は概ね完了していますが、指定避難所である施設の非構造部材も含めた耐震化をはじめ、防災拠点となる庁舎、医療施設、社会福祉施設及び学校施設等の重要な施設の耐震化を促進します。

このうち耐震化が完了していない私立学校施設の耐震化を緊急かつ集中的に促進するため、県では、国・県の補助制度等により非構造部材も含めた耐震化及び防災・減災機能の整備への取組みを支援します。

また、市町村地域防災計画において、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上重要な建築物として特に指定した既存耐震不適格建築物については、県は市町村及び建築物所有者と協議の上、耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき耐震診断を行うことを個別に義務付け、同所有者は、耐震改修促進法第7条第1項第1号に基づき耐震診断結果を個別に定める期限までに所管行政庁に報告することとします。

所管行政庁は、これらの建築物所有者に対して指導・助言等を行います。

### 4 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化及び道路の指定

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路です。県では、県地域防災計画策定の基礎となる緊急輸送道路ネットワーク計画を策定しており、本計画においても、当該緊急輸送道路及び知事が特に多数の者の円滑な避難及び震災後の救援活動等の機能を確保するため必要と認めた道路について、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づいて、耐震化努力義務路線として指定し、耐震改修促進法に基づく指導・助言等を行います。

また、地震による建築物の倒壊によって、その敷地が接する道路を閉塞し、市町村の区域を超える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路等）については、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づく通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路として個別に指定し、同建築物の所有者は耐震改修促進法第7条第1項第2号に基づき耐震診断結果を個別に定める期限までに所管行政庁に報告することとします。

所管行政庁は、建築物所有者に対して指導・助言等を行います。

### 5 非構造部材等を含めた安全対策

#### (1) 非構造部材・建築設備等に対する安全対策指導

##### (ア) 天井・窓ガラス・内外壁等の非構造部材の安全対策

東日本大震災では、多数の建築物で天井の脱落、窓ガラスの破損、内外壁の脱落等が発生し、特に、大規模空間を有する建築物の天井脱落事故による死傷者も発生しており、熊本地震においても、天井脱落等の非構造部材の被害がありました。



図 4.5.1 非構造部材の被害(天井・窓ガラス・外壁)

建築基準法施行令第 39 条では「屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。」とされており、地震時の非構造部材に起因する被害の軽減に向けて、県では適切な安全対策が講じられるよう指導等を行います。

### i 天井の安全対策

国土交通省では、地震時における天井脱落による被害を防止するため、平成 25 年 7 月の建築基準法施行令の一部改正及び同年 8 月、天井脱落対策に係る一連の技術基準告示(平成 25 年国土交通省告示第 771 号他)が公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されています。これにより「特定天井」(脱落により重大な危害を生ずるおそれがある天井)に該当する場合、これらの技術基準に基づき脱落防止対策を行うことが義務づけられました。県では、これらの基準や最新の知見等を踏まえて、点検・調査や安全対策指導を行います。

特に、既存建築物については、定期報告制度等の活用による状況把握や早急に改善すべき建築物の改修等について適切な指導を実施します。



図 4.5.2 天井脱落対策の対象となる天井と検証ルート  
(資料:国土交通省 HP)

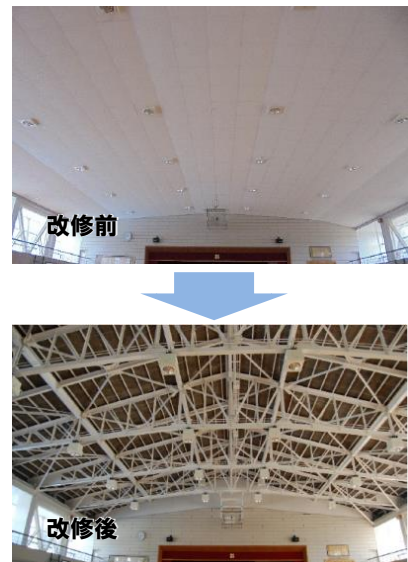


図 4.5.3 天井耐震改修事例  
(写真:国土交通省パンフレット)

### ii 窓ガラスの安全対策

硬化パテ止めのはめ殺し窓や大きなガラスのはめ殺し窓、三連以上の連続した窓などは地震時に割れやすく、特に昭和 54 年以前着工の建築物では、窓ガラスの取付けに硬化パテを使用しているケースが多いため、建築物所有者等に対する点検・調査を促し、危険性が高い場合は、改善に係る情報提供等を行いながら適切な指導等を行います。





図 4.5.4 窓ガラスの地震対策の要点・危険性の高い窓（資料：一般財団法人日本建築防災協会）

### iii 内外壁の安全対策

階高の高い空間等における内装材の脱落は、大規模空間の天井脱落と同様の被害となることが想定されます。また、外装材については、外壁パネルやタイルの落下によって通行人へ危害を加える可能性があるとともに、道路を閉塞させることで緊急輸送活動等に支障を来すおそれがあります。

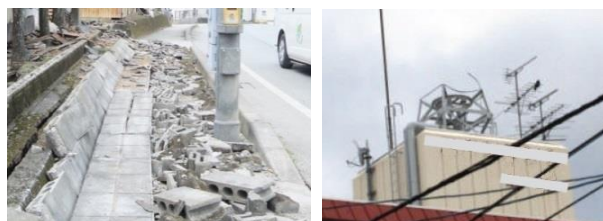
県では地震時における内外装脱落等による被害を未然に防止するために、建築物の所有者または管理者に対して、適切な安全点検を促すなど、劣化や損傷が発見された場合には早期に対策を講じるよう指導を行います。

安全点検については、建築基準法第 12 条に規定される定期報告制度に基づく外壁の全面打診検査の活用、特殊建築物等調査資格者・建築仕上診断技術者（ビルディングドクター）の活用等の紹介を行うとともに、対策に係る技術や工法等については、関係団体との連携による関連情報の周知に努めます。

### iv ブロック塀等の安全対策

地震時のブロック塀の倒壊は、人的被害だけでなく円滑な避難活動にも影響を及ぼすことから、構造安全性の確認を促すとともに、安全性を満足しない無筋ブロック塀等については、補強、撤去、生け垣への変更の手法等、関連する情報の提供や適切な指導等を実施します。

また、建築物に取り付けられた屋外広告物や屋上突出物等の非構造部材についても、安全性の確認を促し、適切な措置を講じられるよう指導等を実施します。



（写真：国土交通省国土技術政策総合研究所）

図 4.5.5 ブロック塀・屋上突出物の被害

## (イ) エレベーター、エスカレーター等の建築設備の安全対策

### i エレベーターの安全対策

東日本大震災や熊本地震において、エレベーター停止による閉じ込め被害が数多く発生し、救出までに最大 9 時間以上かかるケースもあったことから、地震時の混乱を早期

に解消する上でもエレベーターの安全確保は重要です。

建築基準法施行令の改正（平成 21 年 9 月施行）によって、新たに設置されるエレベーターについては安全装置（地震時管制運転装置、戸開走行保護装置等）の設置が義務づけられています。既設エレベーターについても、改修を進めることが必要なため、県では国の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、熊本県全域を「エレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要がある地域」として指定し、関係団体とともに当該装置の設置を促進しています。

## ii エスカレーターへの安全対策

東日本大震災では、商業施設 3 箇所において計 4 台のエスカレーターの落下事故が発生しました。また、熊本地震においてもエスカレーター接続部の被害が報告されています。エスカレーターは、不特定多数の利用が想定される建築物等に設置されることが多く、落下防止等に係る安全対策は喫緊の課題となっています。

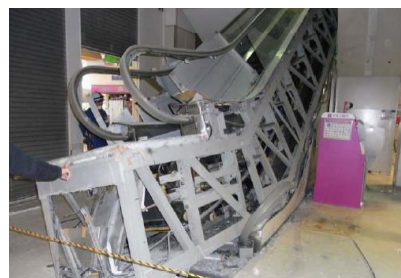


図 4.5.6 エスカレーター落下  
(写真:国土交通省)

国土交通省では、現行の「昇降機耐震設計・施工指針（財団法人日本建築設備・昇降機センター等）」を基本として、落下対策等の必要事項を追加・修正することにより「エスカレーターの落下防止対策に係る技術基準原案」を策定しています。

技術基準原案に示される主な対策は、落下防止のための十分な「かかり代」の確保、ワイヤーロープ等による落下防止措置の 2 点であり、新設エスカレーターへの適合を義務づけることとしています。

本計画においては、既設エスカレーターについても定期検査報告制度等の活用により建築物所有者等への当該基準の周知を図ります。

## iii その他の建築設備等の安全対策

建築基準法第 2 条第 3 号に定義づけられる建築設備のうち、電気、ガス、暖房、消火、排煙に係る設備については、漏電や火災等の地震発生後の二次災害等に繋がる可能性があるとともに、消火や救助、避難等の円滑な活動に支障を来すおそれがあることから、十分な安全対策が必要です。

特に、地震時の設備機器の転倒・脱落による人的被害を防止するために、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 の規定に基づく「建築設備の構造耐力上安全な構造方法（支持構造部及び緊結金物等）」による適切な措置を講ずる必要があります。

なお、東日本大震災では、電気給湯器がアンカーボルト等により固定されていなかったり、或いは不適切なアンカーボルトの使用等が主な転倒原因であったことから、その対策強化のために給湯設備の転倒防止策に係る関係告示の改正が行われ、平成 25 年 4 月 1 日より施行されていましたが、熊本地震でも、給湯設備の転倒の被害が多発しており、依然として、しっかりとアンカーボルト等により固定されていない例が目立ちました。

建築設備については、関係する法令や告示等を踏まえ、電気、ガス等の関連する事業者や設備機器メーカーとの連携を図りながら、安全対策の重要性について周知するとと

もに、点検や改善の手法等に関する知識の普及を図り、保安上危険なものについては、対策を講じるよう適切な指導を行います。

## (2) 文化財建造物の安全対策

熊本地震では多数の文化財建造物が被害を受けましたが、文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策を採用しがたい状況にあります。

このため、平成 8 年 1 月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成 11 年 4 月、文化庁において策定（平成 24 年 6 月改正）された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に則した文化財建造物の耐震性能を確保するための取組みを支援します。

## (3) 被災建築物応急危険度判定体制

熊本地震では、余震等による二次災害を防止するため、被災した建築物の応急危険度判定を 57,570 棟実施しました。

地震により建築物、宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、県及び市町村は、「熊本県被災建築物応急危険度判定要項」に基づき必要な措置を講じます。

今後の地震に備え、引き続き被災建築物応急危険度判定士の養成・登録を行い、応急危険度判定の実施の目的等の県民への十分な周知に努めます。

なお、落下物のおそれがある場合に、建築物の構造に問題が見られなくても「危険」の判定となる場合に過度に不安を持たれる場合がある等の課題について全国協議会の検討に参画する等して、応急危険度判定制度の改善に取り組みます。



図 4.5.7 被災建築物応急危険度判定の様子、判定ステッカー

## 第5章 建築物の耐震性向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 耐震改修を促進する環境整備

#### (1) 相談体制の充実

県では、建築物の所有者等からの地震に対する建築物の安全性や改修技術についての相談に応じるとともに、各所管行政庁である熊本市・八代市・天草市に対して、耐震診断・耐震改修に関する相談体制の充実が図れるよう引き続き要請します。

また、気軽に相談できる環境を整備することも効果的だと考えられることから、建築関係団体と連携した建築物の耐震化についての相談窓口を開設します。

#### (2) 情報提供の充実

建築物の所有者等からの様々な情報の要望に的確に対応するため、建築関係団体と連携して、情報提供の充実を図ります。

県では、耐震診断・耐震改修設計等業務を担う建築士の技術力向上や人材育成・確保を目的とした講習会を開催しており、受講修了した建築士の名簿をホームページに掲載する等、情報提供を行います。

また、建築物の所有者等を対象とした講演会を開催して、防災に対する意識の醸成に努めるとともに、建築物防災週間や様々な行事、イベントの機会を捉え、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性等について普及啓発を図ります。

県では、熊本地震で宅地擁壁崩壊や液状化等の被害が多く生じたことを踏まえ、「がけ地近接等危険住宅移転促進事業」等の危険な場所に建つ住宅の移転を支援する事業や宅地耐震化事業等に関する情報提供を行います。

また、県は市町村や建築関係団体において情報提供の充実が図られるよう、引き続き要請します。

#### (3) 建築物所有者に対する支援策の啓発

##### (ア) 国・県・市町村の支援策(助成制度等)の普及啓発

建築物の耐震診断・耐震改修を促進するためには、建築物所有者への支援策が重要です。

国土交通省では、建築物所有者の経済的負担を軽減するために、「社会資本整備総合交付金」による支援制度を準備し、地方公共団体と一体となって、民間所有者に対する耐震診断・耐震改修を後押しすることとしており、支援策を実施している自治体が増えてきています。

今後とも、県は市町村と連携しながら、国の施策に沿った支援策の拡充を検討していきます。

##### (イ) 税制・融資制度等の各種支援策の情報提供の充実

社会資本整備総合交付金による支援以外にも、税制や融資、保険制度等における優遇措置が用意されていることから、建築物所有者に対する各種支援策の情報提供を充実させ、耐震化に向けた機運を醸成します。

## i 税制面の優遇措置

耐震改修を行うことにより、所得税の控除や固定資産税の減免が受けられることから、制度の周知を目的として、国土交通省が作成したガイドブック等を活用し、情報の提供に努めます。

表 5.1.1 耐震リフォームに係る税制優遇措置の概要

種別	名称	概要
所得税の控除	耐震リフォームの投資型減税（耐震改修促進税制）	控除額は、以下①②のいずれか少ない額に10%を乗じた額 ①国土交通大臣が定める耐震改修の標準的な工事費用相当額－補助金等 ②250万円（控除対象限度額） ※控除期間は1年 [平成28年8月現在]
	住宅ローン減税	リフォームローン等の年末残高の1%が10年間にわたり控除される [平成28年8月現在]
固定資産税の減免	耐震リフォーム	当該家屋に係る固定資産税額の1/2を軽減（工事完了年が平成25年1月1日～平成30年12月31日） ※減額期間は1年度分 ※緊急輸送道路等の沿道にある住宅の場合の減額期間は2年度分 [平成28年8月現在]



図 5.1.1 住宅リフォームガイドブック

## ii 耐震改修に係る融資制度

最近では、住宅金融支援機構をはじめとする金融機関において、新築だけでなく、耐震改修を伴うリフォーム工事に適用できる商品を用意していることから、関係機関と連携しながら、当該商品の情報提供による耐震化を促進します。

表 5.1.2 住宅金融支援機構の耐震工事に係る融資制度

事業名	対象	補助率 等
リフォーム融資（耐震改修工事）	戸建て住宅	融資限度額：1000万円（上限：住宅部分工事費の80%） 金利：0.59～1.17%（返済期間10年以内） 0.90～1.63%（返済期間11年以上20年以内） [平成29年3月現在]
マンション共用部分リフォーム融資	マンション共用部分	融資限度額：以下①②のいずれか低い額 ①工事費の80% ②500万円×住宅戸数（耐震改修工事を伴う場合） 金利：0.36%（耐震改修工事を伴う場合） （返済期間10年以内） [平成29年3月現在]

※この他、事業用の施設の耐震改修には、日本政策金融公庫や熊本県中小企業融資制度が活用できる場合があります。詳しくは、日本政策金融公庫又は県内金融機関にお尋ねください。

## iii 耐震化の円滑な促進のための措置に係る情報提供

昭和56年以前の建築物であっても耐震改修を行うことにより、地震保険の割引が受けられることや、耐震基準を満足していることを対外的にアピールすることが、耐震化に向けたインセンティブになると考えられます。

国土交通大臣指定耐震改修支援センターが提唱する「耐震マーク表示制度」等について

て周知を図り、関係機関と連携し制度運用に向けた検討を行います。

## 2 身近に出来る耐震対策の普及促進

### (1) リフォームに併せた耐震改修の普及

住まいの家族構成や生活スタイルが変わることにより、増改築等のリフォームが必要になる場合に、これらのリフォームに併せて耐震改修を行うと費用の面においても安価で、適確な耐震改修ができるなど、合理的で効果の高い耐震改修を行うことができます。

このようなことから県ではリフォームに併せた耐震改修の促進を耐震相談やパンフレットの配布等を通じて推進していくとともに、市町村や建築関係団体とも連携して住宅の所有者等に対して普及啓発を図ります。

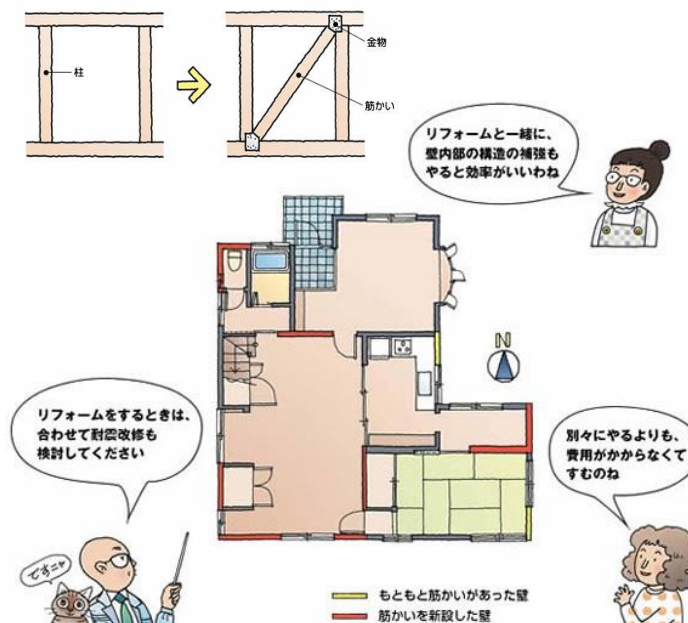


図 5.2.1 リフォームに併せた耐震改修のメリット(リフォームHP)

### (2) 自主防災組織や自治会組織などとの連携による普及啓発

地震防災対策として、「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通の目的を持って住民が自発的に結成する組織である自主防災組織の活動が、非常に有効であるといわれています。県内でも、自治会や町内会等が自主防災組織として市町村と連携した活動が行われています。

県及び市町村は、建築関係団体と連携して、自主防災組織や自治会等に対して、耐震診断や耐震改修の啓発のため、パンフレットの配布、専門家や建築技術者の派遣など必要な支援を行います。

### (3) 住宅の耐震性低下の防止

木造住宅等の柱や梁等の構造部材の腐朽やシロアリ被害等による耐震性の低下を防止するため、日頃から屋根、外壁、基礎のひびや欠け、内装のシミ等の雨漏りの兆候、床下等に蟻道(ぎどう。シロアリの分泌物等でできた通り道)が見られないか等の点検、床下等の換気、点検で異常があった場合の適切な補修等の対策を行うことが重要です。

県は、情報提供や建築相談窓口でのアドバイス等による普及啓発を図ります。

### (4) 自主対策(家具転倒防止策等)の推進

建築物に被害がなくても、家具等の転倒や散乱で、下敷きになったり、避難が遅れたりといった被害を未然に防止することが重要です。

そのためには、家具や電化製品等の転倒を防止する金物等による固定や家具等のガラスの

飛散防止対策、大型家具・電化製品等の配置の工夫（就寝場所や避難経路からはずれた場所への配置換えなど）等、屋内外の日常の安全点検による地震に対する備えの強化について知識の普及や啓発を行う必要があります。

県は、防災部局（各消防署など）と連携したパンフレットの配布や各広域本部、所管行政庁である熊本市・八代市・天草市及び建築関係団体の相談窓口でのアドバイス等による普及啓発を図ります。

**今すぐできる7つの備え**  
**その4 災害から命を守る**  
**災害の怖さを知ろう(地震・室内編)②**

**まず知ろう**

●大地震では、テレビが飛び、タンスがあなたの上に倒れかかってきます

阪神・淡路大震災でも、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって、尊い命を失ったり、大ケガをしました。また、テレビや家具が散乱し、逃げ遅れた人たちもいます。



●怒ガラスや食器は、鋭い破片を床一面に広げ、あなたの行く手をはばみます

素足で歩ける状態ではありません。スリッパやズックなどをいつでも使えるように置いておきましょう。



●「生き残ってから」のことよりも、「生き残るため/死なないための努力」を先に行いましょう

『緊急地震速報\*』を見聞きしても、家の中に安全な場所がなければどうしようもありません。家の中や職場など、まずは、身元空間の安全点検と必要な対策が最優先です。

\*『緊急地震速報』については、裏表紙にも掲載しています。

**自分や家族の安全を守るために**

- 家具の固定で命を守りましょう。また、方が倒れてきて安全なように、家具の向きを変更しましょう。
- 寝室や居間や子ども部屋など、お子さんやお年寄りのいる部屋の安全が大切です。まず寝ている間の安全を確保しましょう。
- 出口は複数確保して、地震で建物が歪んでも外に出られるようにしておきましょう。
- 基本的に、「重いものは上に置かない」、「家具は背が低いものを」、「家具や照明はできるだけ作りつけ」しましょう。
- 大きな揺れになると、家具を固定していても、扉が開いたり、引き出しが飛び出したりします。耐震ロック（耐震ラッチ）などをつけましょう。また、ベルトや枕などで食器や本が飛び出さないように工夫しましょう。
- 窓ガラスを強化ガラスに替えたり、食器櫃の扉など、家の中のガラス類にフィルムを貼ったりしましょう。
- テレビやパソコンなどは、耐震固定ベルトや耐震マットが有効です。
- 自宅だけでなく、オフィスや学校でも、同じように対策をしておきましょう。

※参考：『わが家の地震対策』 静岡県：http://www.toshimawai.pref.shizuoka.jp/infocenter/quake/kumunote/index.html

**今すぐできる7つの備え**  
**その4 災害から命を守る**  
**お部屋の総点検(地震・室内編)**

**備えよう**

●家具の固定や配置の見直しで「安全空間」を！

家庭内に「安全空間」をつくっておくことで、災害時に安心して暮らせます。「大地震では、家具は必ず倒れるもの」と考えて、お部屋の総点検を行いましょう。その際にチェック・実践すべき点は次の5つです。まずはできる部分からはじめましょう。

- 家具は、倒れる向きを考えて配置しましょう
- 家具部屋を作りましょう（寝室や居間として使用しない）
- 作りつけの家具を使いましょう
- 壁には家具を置かないようにしましょう
- 家具を置く場合は、固定することで転倒防止をはかりましょう

家具の固定方法にはいろいろありますが、正しいやり方で行わなければ効果は期待できません。

**タンスの固定の例**

ポール式器具はタンスの奥の方（壁側）で、天井と家具の硬いところに取り付けます。また、天井側だけでなく床の側もストッパーなどで固定し、上下に分かれている家具は連結しておきましょう。



**本棚の固定の例**

壁の中の硬い所や下地材のあるところを探して、金具やワイヤーなどで固定します。また、本棚の端の硬い部分にヒモやベルトなどを取り付けて中の本が飛び出さないようにしておきましょう。



**食器櫃の固定の例**

壁の中の硬い所や下地材のあるところを探して、金具などで固定します。金具は側板や横など、家具の丈夫なところに取り付けます。また、観音扉が開かないように止め金をつけたり、ガラス飛散防止フィルムを貼ったりして、ガラスや食器が凶器にならないよう工夫しましょう。



**引越しや模様替え**

引越しやお部屋の模様替えをする時が、お部屋の総点検のチャンスです。寝具と家具の向きをチェックしたり、家具の下にストッパーを敷いたり、テレビやパソコンの下に耐震マットを敷くなどのひと工夫を忘れずに行いましょう。



図 5.2.2 減災のてびき(内閣府(防災担当))

### 3 耐震化に係る人材育成施策の充実

建築物の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修等に関して、建築物の所有者等の最初の相談者となることが多い建築関係者による耐震に関する知識の習得は、建築物の耐震化のため特に効果的であると考えられます。

また、熊本地震による復旧及び建築物の耐震化に関する需要の急増により、建築技術者、とりわけ専門的知識やノウハウが必要な耐震診断等に対応する建築技術者の不足が課題となっています。

このため、県では、建築関係団体の協力のもとに耐震診断等に関する講習会等について、より参加しやすく、実践的な内容を取り入れる等の拡充を行い、積極的な人材育成を図ります。

また、耐震診断等の需要の急増に対応するため、県外の建築技術者への応援要請、受入れ体制の整備等に取り組みます。

更に、今後、県外でも大規模地震が発生し建築技術者への需要が増加することも考えられるため、他県との協力による都道府県間相互の協力体制の構築を目指します。

## 第6章 所管行政庁としての耐震診断・耐震改修の指導等

### 1 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する耐震診断・耐震改修の指導等の実施

#### (1) 耐震診断及び耐震改修の指導等

県は、特定既存耐震不適格建築物の所有者（熊本市・八代市・天草市を除く。）に対し、耐震改修促進法第15条の規定に基づき、以下の耐震診断及び耐震改修に関する措置を講じます。

なお、所管行政庁である熊本市・八代市・天草市においても、県に準じた措置を講じるよう助言します。

#### (ア) 指導及び助言

県は、防災立入調査などの機会を通じて特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、パンフレットを用いるなど建築物の耐震診断や耐震改修の必要性について説明を行い、耐震診断及び耐震改修の実施に向けて指導及び助言を行います。

また、所有者の耐震に関する意識啓発のための文書の送付等を行います。

#### (イ) 指示

指導及び助言を行っても耐震診断や耐震改修が実施されない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付するなど必要な指示を行います。

#### (ウ) 指示に従わない場合の公表

耐震診断や耐震改修の指示に従わない場合は、所有者に事情聴取を行い、正当な理由がないと判断された場合は、公表を行います。

なお、特定既存耐震不適格建築物の所有者が指示を受けて、直ちに指示内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実実施計画を策定して計画的な診断や改修が行われる見込みがある場合は、その計画内容等を勘案して公表の判断を行います。

公表は、県民へ広く周知するため、県のホームページへの掲載等により行います。

#### (2) 耐震診断・耐震改修の指導等を行うべき建築物の選定

特定既存耐震不適格建築物の指導等は、表 6.1.1 及び表 6.1.2 により、以下の建築物について、緊急性、必要性を勘案して重点的に行います。

#### (ア) 指導及び助言の対象建築物

耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づく指導・助言対象建築物は、表 2.2.1 に示す特定既存耐震不適格建築物とします。

#### (イ) 指示対象建築物

##### i 耐震診断を指示する建築物

耐震改修促進法第15条第2項の規定に基づく指示対象建築物は、表 6.1.1 に示す特定既存耐震不適格建築物とします。

##### ii 耐震改修を指示する建築物



i の耐震診断を指示する建築物のうち、表 6.1.2 に示すランクⅡ、ランクⅢの建築物とします。

#### (ウ) 公表対象建築物

##### i 耐震診断していないことを公表する建築物

昭和 46 年に改正された建築基準法の構造基準を満足していない建築物とします。(阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告により、建築年と被害状況との関係から昭和 56 年より更に古い昭和 46 年以前の建築物は倒壊等の甚大な被害が大きいことが報告されているため)

##### ii 耐震改修していないことを公表する建築物

■表 6.1.2 に示すランクⅡ、ランクⅢに該当する表 6.1.1①に示す建築物

■表 6.1.2 に示すランクⅢに該当する表 6.1.1②と表 6.1.1③に示す建築物

## 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

上記の耐震改修の指示に従わないために公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、建築基準法第 10 条の規定に基づき、建築物の敷地、構造又は建築設備について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認められる建築物のうち、中規模程度の地震で倒壊するおそれのある表 6.1.2 に示す耐震性能ランクⅢの建築物に対して、保安上必要な措置をとることを勧告し、必要に応じ命令を行います。

## 3 所管行政庁(熊本市・八代市・天草市)との連携

所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び実施の手順、公表のあり方等については、耐震改修促進法の規定に基づき、所管行政庁である熊本市・八代市・天草市と連携して行います。

また、勧告、命令等の実施にあたっては、建築基準法の規定に基づいて、各所管行政庁と連携して行います。

※なお、改正耐震改修促進法の規定による耐震診断義務付け建築物の所有者に対する指導等については、必要な場合には法令等に基づき別途知事が定めることとします。

表 6.1.1

耐震改修促進法第 15 条第 2 項の特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断又は耐震改修の指示等を行う建築物

法	用途		規模	
法第 15 条第 2 項の特定建築物	① 災害時の拠点となる建築物	ア 災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、消防署、警察署、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	2,000㎡以上
		イ 住民の避難場所等として使用される施設	小・中学校、特別支援学校等	1,500㎡以上
			体育館(一般公共の用に供されるもの)	2,000㎡以上
			幼稚園、保育所等	750㎡以上
		ウ 救急医療等を行う施設	病院、診療所	2,000㎡以上
	エ 災害時要援護者の保護、入所施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等		
	オ 交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶、航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	2,000㎡以上	
	② 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		集会場、公会堂		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		博物館、美術館、図書館		
		展示場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等				
遊技場				
ボーリング場、スケート場、水泳場等				
公衆浴場				
自動車車庫又は自転車の停留又は駐車のための施設				
③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用に供する建築物		500㎡以上		
④ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		政令第4条で定める高さを超える建築物		

表 6.1.2 各ランクの建築物の耐震性能(国土交通省告示第 184 号 H18.1.25)

ランク	耐震性能	構造耐震指針等
ランクⅠ	耐震性が良い建築物。地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
ランクⅡ	耐震性がやや劣る建築物。地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	ランクⅠ及びランクⅢ以外
ランクⅢ	耐震性が劣る建築物。地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$

$I_s$  : 各階の構造耐震指標

$q$  : 各階の保有水平耐力に係る指標

※上記の診断と同等以上の効力を有すると国土交通大臣が認める方法によって耐震診断を行った場合は、当該方法による。

## 第7章 市町村及び関係団体との連携

### 1 市町村建築物耐震改修促進計画策定及び地震防災マップ作成の支援

市町村は、耐震改修促進法第6条の規定に基づき、市町村促進計画の策定に努めることとなっています。

建築物の耐震化を促進するためには、県と市町村との連携を強化していく必要があります。今後、市町村に対し必要な助言や情報提供等の支援を行います。

なお、市町村促進計画の策定にあたっては、耐震化目標の設定や市町村有建築物の耐震化計画を作成するとともに、地域の状況を踏まえ、地震防災マップの作成や優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動など、国の基本方針に則した計画とする必要があります。

地震防災マップは、市町村の地域における地震の予防対策として、発生のおそれのある地震やその被害等の可能性を住民に示すことにより、地震時における避難を容易にするとともに、耐震対策の重要性等の意識を高めることができます。

県では、引き続き市町村に対して、地震防災マップの作成及び更新や市町村建築物耐震改修促進計画と連携した対策を行うよう要請していきます。

地域住民の防災意識の啓発や建築物の耐震化をより一層促進するため、地震防災マップには以下のような内容を盛り込むことが考えられます。

- **揺れやすさ**：震度などの揺れの大きさを地図上に示したもの
- **地盤被害の想定**：地盤崩落や液状化などの地盤被害の程度を地図上に示したもの
- **建築物被害の想定**：倒壊や全壊などの建築物被害の程度を地図上に示したもの
- **火災被害の想定**：出火及び延焼による建築物被害の程度を地図上に示したもの
- **避難の困難性**：各種地震災害に対して、避難場所等までの避難困難性の程度を地図上に示したもの（避難場所や避難路の位置等を示しただけのものではないもの）
- **津波被害の想定**：地震に起因する津波被害などの被害の程度を地図上に示したもの
- **総合的な危険性**：地震に起因する危険性の程度をポイント化して、足し合わせ、総合的な危険性を地図上に示したもの

※地震被害については、熊本地震の実際の被害に関する調査結果や把握情報、写真等を盛り込むことで、実感として分かりやすくし、啓発効果を高めることも期待される。

## 2 関係団体との耐震化の促進に関する連携

### (1) 熊本県建築物安全安心推進協議会

公益社団法人熊本県建築士会、一般社団法人熊本県建築士事務所協会、一般社団法人熊本県建築協会、熊本県建築組合連合会、一般財団法人熊本県建築住宅センター等の県内の建築関係団体及び関係行政機関等で構成されている熊本県建築物安全安心推進協議会が平成11年9月に設置され、建築物の安全性等を適確に確保するための施策が策定・実施されています。

県では、引き続き同協議会と連携を図りながら耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

### (2) 熊本県建築物耐震対策市町村連絡会議

県では、平成17年度から県内市町村を対象に建築物耐震対策連絡会議を開催し、建築物の耐震対策の普及に努めています。

今後、必要に応じて建築関係団体の参加を要請し、市町村及び関係団体と連携した耐震対策を推進するため、この連絡会議を通じて県民に対する知識の普及啓発に努めていくとともに、市町村耐震改修促進計画に基づく耐震対策の推進、市町村建築物の計画的な耐震化及び建築物の耐震化に対する支援等を要請します。

### (3) 各種組合等との耐震化の促進に関する連携

県では、建築関係団体との連携のほかに、学校、病院、旅館・ホテル、店舗等の各種組合等とも連携して耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及や啓発を行うなど、特定既存耐震不適格建築物や多数の者が利用する施設等の耐震化の促進に努めます。

## 第8章 計画の推進に向けて

### 県促進計画の見直し等

本計画は、関係団体及び市町村と連携し、耐震対策に関する検討・調整を行いながら推進していきます。また、社会情勢の変化や耐震診断及び耐震改修の状況を勘案し、必要に応じて検証及び見直しを行います。

本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めることとします。